

鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領について

1 目的

この要領は、建設副産物の再生利用の促進のために、公共工事における「建設副産物の再資源化施設等への搬出と再生資源の利用」に関する基準を示し、公共工事の円滑な施工の確保と資源の有効な利用の促進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

鹿児島市建設局が発注する公共工事に適用する。

3 建設副産物処理の基本的な考え方

建設副産物の適正な処理のため、次の順序により処理を行うものとする。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。(排出抑制)
- (2) 建設副産物のうち、再使用ができるものについては、再使用に努めること。(再使用)
なお、建設副産物のうち再使用がされないものであって、再生利用をすることができるものについては、再生利用に努めること。(再生利用)
- (3) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
なお、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収ができるものについては、熱回収を行うこと。(熱回収)
- (4) 建設副産物のうち、循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。
なお、処分に当たって縮減できるものについては、縮減すること。(縮減)

4 用語の定義

この要領に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「指定副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られた土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をいう。
- (3) 「建設汚泥」とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
- (4) 「建設発生土」とは、公共工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (5) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (6) 「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。
- (7) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (8) 「特定建設資材廃棄物」とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をいう。
- (9) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
ア 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること。(修理を行ってこれを使用することを含む。)
イ 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (10) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材または原材料として利用することをいう。
- (11) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの、またはその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (12) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (13) 「対象建設工事」とは、建設リサイクル法で定める一定規模以上の工事をいう。

(参考資料)

建設副産物

実施要領 4 (1) を参照。

再使用

実施要領 4 (9) を参照。

再生利用

実施要領 4 (10) を参照。

例：スチール缶を溶かして鉄に再生する等

熱回収

実施要領 4 (11) を参照。

廃棄物を焼却炉で燃やす際に発生する熱を回収し、発電や温水等に再利用すること。

対象建設工事

実施要領 4 (13) を参照。

建設リサイクル法で定める一定規模以上の工事とは、建築物の解体が 80 m²以上、建築物の新築・増築が 500 m²以上、建築物の修繕・模様替えが 1 億円以上、土木工事等が 500 万円以上の工事のこと。

特定建設資材廃棄物

実施要領 4 (8) を参照。

縮減

実施要領 4 (12) を参照。

5 再生資源活用の方策。

再生資源の利用の促進を図るため、建設副産物の基本的な考え方に基づき経済性に関わらず、以下の方策を講じることとする。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

公共工事の発注に際しては、可能な限り指定副産物を再生資源として利用することを促進すること。

なお、この場合、再資源化施設の受入条件を勘案し、分別ならびに破碎または切断を行ったうえで、再資源化施設に搬出すること。

(2) 建設汚泥の工事現場からの搬出

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合、原則、以下のいずれかの方法とすること。

- ・ 自ら搬出元又は搬出先において建設汚泥処理土とする場合、外の建設工事現場に搬出する。(ただし、建設汚泥処理土における所要の品質が確保された場合に限る。)
- ・ 工事現場における建設汚泥処理土の再生利用や製品化を図るため、再資源化施設に搬出する。

(3) 再生資材等の利用

公共工事の発注に際しては、可能な限り再生資材等を利用するよう努めること。

また、再生資材等の利用促進を図るため、発注者間の情報交換を密にすること。

(4) 設計図書等における条件明示の方法

再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し、契約事項とする。

(5) 設計、積算上の取扱い

建設副産物の発生を抑制する施工方法や資材選択に努め、品質に配慮し可能な限り再生資源を利用すること。

積算に当たっては、必要な費用を計上するものとする。特に、工事現場からの再資源化施設等までの運搬費及び再資源化施設の受け入れに要する費用を適正に計上すること。

(6) 施工計画書等における取扱い

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、全ての工事において数量の大小に関わらず、施工計画書に含めて提出させること。また、その実施書についても提出させること。この場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)あるいは、国土交通省ホームページに掲載されている「再生資源利用計画(実施)書」等の建設リサイクル報告様式を利用すること。

(7) 品質管理

建設汚泥処理土の品質が適正なものであるか品質確認を行ったものを使用すること。適正な品質が確保されず新材、購入土を使用せざるを得ない場合は設計変更にて対応すること。

(8) 鹿児島市建設局の対応

再生資源の利用及び建設副産物の搬出にあたっては、周辺の再資源化施設の状況を把握し、所要の品質を持った再生資源を生産する施設を利用するよう請負者を指導すること。

また、必要に応じて鹿児島市環境局と連携を図り適切に対応すること。

(参考資料)

再生資源化 (リサイクル)

廃棄物や不用物を回収・再生し、再資源化、再利用すること。

指定副産物

実施要領4(2)を参照。

建設汚泥

実施要領4(3)を参照。

「建設汚泥に該当する泥状の状態」とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数が概ね 200KN/m²以下または一軸圧縮強さが概ね 50KN/m²以下の状態のもの。

建設汚泥処理土

建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行いその性状を改良したもの。

建設汚泥処理土における所要の品質

建設汚泥処理土は、鹿児島県「建設汚泥処理土利用技術基準について(平成18年8月22日付け)」の基準が満たされていることを検査による分析証明書等で確認すること。

製品化

建設汚泥処理土以外の建設汚泥の再資源化による製品(流動化処理土など)

再資源化施設

建設副産物を中間処理(破碎、脱水、安定処理等)によって、再生利用が可能な資材へ再資源化する施設。

設計図書等における条件の記載及び契約事項

適正な運搬費、施設受入料等の設計計上並びに設計書及び特記仕様書への条件等の明示。

品質確認を行ったものを使用

建設汚泥処理土の利用に当たっては、鹿児島県「建設汚泥処理土利用技術基準について(平成18年8月22日付け)」の基準を満たしていることを検査による分析証明書等で確認すること。また、その際の検査に要する試験費は、共通仮設費(技術管理費)に見積りによる適正な費用を設計計上すること。

所要の品質

材料(再生材)は土木工事共通仕様書(鹿児島県)に基づく品質とし、建設汚泥処理土については実施要領5(7)に基づく品質とすること。なお、土木工事共通仕様書(鹿児島県)に品質が示されていない材料については、発注課と協議のうえ使用を決定すること。

環境局との適切な連携

産業廃棄物に有害物質を含むなど取扱いに疑義が生じた場合は、環境局と連携を図り適切に対応すること。